

## (1)新規申請

### ■ 免許登録申請 ■

新規に免許の登録申請をされる場合、次の書類をそろえて原則申請者ご本人が(公社)兵庫県建築士会へ直接お越し下さい。

※令和元年10月1日より、申請手数料が19,300円となっております。

必要書類等	注意事項
二級・木造建築士免許申請書	
申請に係る住所等の届出(新規用)	
住民票の写し	本籍の記載のある住民票の写し。(3か月以内に発行されたもの)
証明写真 2枚 (注3) 「申請書」と「住所等の届出」に貼付	・6ヶ月以内に撮影されたもの(2枚同じもの) ・無帽、無背景、上半身、正面 ・縦4.5cm、横3.5cm(パスポートサイズ) ・裏面に氏名及び撮影年月日を記載
申請手数料払込受付証明書 (注4)	・19,300円(申請前に振込み、申請書に貼付)(注6) ・必ず申請者本人の名前で振込んで下さい*振込先は「申請等のご案内」を参照
合格通知書(原本) ※確認のため用意下さい	・外国で建築士免許を受けた方で、都道府県知事に「二級・木造建築士」と同等以上の資格を有すると認められた方は、外国の建築士免許の写しを提出して下さい
本人確認ができる公的証明書 (注5) ※確認のため用意して下さい	<1点でよい書類>運転免許証、パスポート、宅地建物取引主任者証、写真付き住民基本台帳カード等 <2点必要な書類(AとBから1点ずつ又はAから2点)> A・健康保険・国民健康保険・共済組合員証・国民年金、厚生年金、共済年金手帳(証書)等 B・会社等の身分証明書(写真付きのもの)等
印鑑(認印可)	

注1 平成21年7月15日公布、平成24年7月9日施行の「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(以下「改正法」といいます)により、提出書類が変更になりました。市区町村長発行の「住民票の写し」のコピー、又は「在留カード」「特別永住者カード」のコピーではありません。

注2 「登記されていないことの証明書」とは、建築士法第7条第2号に規定する欠格事由(成年被後見人または被保佐人)に該当していないことを証明するものです。申請方法や書式は法務省のホームページをご覧ください。

注3 貼付写真はそのまま免許証明書の写真となりますので写りの良いものをご準備ください。

注4 郵便局備付の用紙をお使いになられる場合は、振込の控えがお手元に残りません。振込後、提出前に「払込票兼受領証」のコピーを取っていただくか、建築士会事務局窓口にて配布している、控えの残る専用振込用紙を使い下さい。また「通信欄」へ手続き種別をご記入下さい。

注5 本人確認に使用する公的な身分証明書は、本人の顔写真がついているものを原則とします。顔写真がある身分証明書は、以下「1点で良いもの」の中から1点提示してください。顔写真のない身分証明書の場合は、以下「2点必要なもの」の中から2点提示してください。いずれの場合も有効な原本をご用意ください。

<1点で良いもの>

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・宅地建物取引主任者証
- ・在留カード、特別永住者証明書(外国籍の方)
- ・写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) 等

<2点必要なもの> AとBから1点ずつ、又はAから2点ご用意ください

A	B
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険被保険者証</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・船員保険被保険者証</li> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・共済組合員証</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・国民年金手帳(証書)</li> <li>・厚生年金保険年金手帳(証書)</li> <li>・船員保険年金手帳(証書)</li> <li>・共済年金証書</li> <li>・恩給証書</li> <li>・印鑑登録証明書と印鑑</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証・(写真付きのもの)</li> <li>・会社等の身分証明書(写真付きのもの)</li> <li>・公の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの)</li> </ul> <p>(公の機関とは国の機関、都道府県庁、区市町村役場や国、地方公共団体の行政監視又は行政監察の対象となっている機関などをいいます)</p> <p style="text-align: right;">等</p>

注6 令和元年10月1日より、兵庫県条例改正の為、二級木造建築士登録申請手数料が19,300円に変更となっております。

■ 免許証明書の交付 ■

免許登録申請の手続き後約2～3ヵ月後に「二級・木造建築士免許についてのご連絡」(免許証明書交付通知ハガキ)をご自宅宛に郵送いたします。

そのハガキが届きましたら以下の1～2をご用意のうえ(公社)兵庫県建築士会へお越し下さい。

※ 免許登録・記載事項の確認を行いますのでなるべく申請者ご本人がお越し下さい。

- 1, 「二級・木造建築士免許についてのご連絡」(免許証明書交付通知ハガキ)
- 2, 印鑑(認印可)

■ やむを得ず代理人に依頼される方は ■

やむを得ず代理人が申請する、または代理人が受取る場合は、次の3点をご持参下さい。

ただし、代理は申請か交付のどちらかとし、申請・交付のどちらか一度は必ずご本人にお越しいただき本人確認を行います。

<ul style="list-style-type: none"> <li>①やむを得ない理由を記した「委任状」</li> <li>②「依頼者の公的証明書の写し」(注5)</li> <li>③「代理人の本人確認ができる公的証明書」(注5)</li> </ul>
---

二級・木造建築士免許申請書

私は、二級・木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。

私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日  
兵庫知事 様

氏名 .....  
(署名)

ふりがな 氏名	生年月日	年月日生	写真 1 縦4.5cm、横3.5cm 2 6箇月以内に撮影したもの 3 無帽、正面、上半身、無背景
本籍	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	※ 写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりではり付けてください。 ※ はり付けた写真は免許証に転写されます。
現住所	試験等 二級・木造建築士試験に合格した時期 年		
合格通知の日付		年月日	合格通知の番号
外国の建築士免許			第 号
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日		ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日		ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その年月日		ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたときがあるときは、その停止の期間 年 月 日から		ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当つての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。		ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
※登録番号	第 号	※登録年月日	年 月 日

(備考)

- 数字は、算用数字を用い、※欄は、記入せず、□のある欄は、□の中にレ印をつけてください。
- 外国の建築士免許を受けた方は、外国の建築士免許の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を書いてください。
- 二級建築士又は木造建築士の区分に応じて、該当箇所を○で囲んでください。

兵庫県二級・木造建築士  
免許申請に係る住所等の届出(新規用)

※受付番号

※写真管理番号

兵建士様式第3号の2(第10条関係) **二級木造建築士住所等の届出** 届出日 平成 年 月 日

ふりがな					生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日	性別	男・女	
氏名												
本籍	都道府県										市区郡	
ふりがな												
住所	〒										都道府県	
登録番号	兵庫県 第	号	登録年月日	昭和 平成	年	月	日	TEL - -				
業務の種類	1. 建築設計(2及び3を除く) 2. 構造設計 3. 設備設計 4. 積算 5. 工事監理又は工事の指導監督 6. 現場管理 7. 技能労務 8. 調査又は鑑定 9. 手続代理 10. 敷地選定等の企画 11. 研究又は教育 12. 行政 13. その他											
勤務先	名称	建築士事務所の開設者名										
	所在地	〒										都道府県
TEL - -												

[記入注意] 1. 業務の種類及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入してください。  
2. 業務種類欄は、該当する数字を○で囲んでください。2種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているもの1つを○で囲んでください。  
3. 建築士事務所に勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記してください。

※「二級・木造建築士住所等の届出」との重複項目もご記入ください。

建築士区分	合格年月日			合格番号							
	昭和 平成	年	月	日	合格年	受験番号					
1 二級											
2 木造					5D						
ふりがな						ふりがな					
姓						名					

※楷書で大きくはっきりと記入して下さい。(特に特別な字体があるとき)  
※外字等特別な字体がある場合は、検索用の一般的な文字を右下の\*枠にご記入ください。

旧姓・通称名の併記	希望する →「希望」の場合は○印を付け、以下の旧姓あるいは通称名欄にご記入ください						
ふりがな				ふりがな			
旧姓				通称名			

※ 通称名は登録原票記載事項証明書に記載されているものを記入してください。(ペンネームは不可)

外国籍 国名

■事務局欄
<input type="checkbox"/> 外字使用確認 <input type="checkbox"/> 旧姓・通称名使用 <input type="checkbox"/> 代理人申請
<input type="checkbox"/> その他特記事項

※申請書(第1様式)の該当する番号に○をつけてください。

欠格事由
1 2 3 4 5

日中の連絡先(携帯等)

写真貼付欄
注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦4.5cm×横3.5cm
* 写真の裏面に氏名を記入してから、のりでしっかりと貼り付けてください。 * 貼付した写真はカードに転写されます。

\*一般的な文字

--